

「川崎区地域活動助成金交付要綱」に係る運用指針

川崎区地域活動助成金交付要綱第3条第1項第1号における「川崎区内」の解釈として、次に示す幸区に立地する施設を含むものとし、これらの施設で行われる事業が対象事業となるための要件を次のとおりとする。

1 対象施設

川崎市産業振興会館
ラゾーナ川崎プラザ
ラゾーナ川崎プラザソル
ミュージア川崎
ステーションコンファレンス川崎
スペルノーヴァカワサキ

2 要件

事業の広報や募集行為が、主に川崎区民を対象として、川崎区内で実施されていることが確認できること。

3 施行日

令和7年12月17日